

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 12 日（金）第 114 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

○道路の位置指定（2件）	告 示	（鹿児島地域振興局取扱い）1 （始良・伊佐地域振興局取扱い）1
○開発行為に関する工事の完了公告	公 告	（建築課取扱い）2
○ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示（奄美大島海区漁業調整委員会取扱い）2	奄美大島海区漁業調整委員会指示	
○鹿児島県公報第91号の4（令和2年3月24日付け）の一部訂正（※）	正 誤	（中小企業支援課取扱い）3

告 示

鹿児島地域振興局告示第7号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年6月12日

鹿児島地域振興局長 寺地浩一

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和2年 5月13日	鹿児島市東開町13番地30 株式会社県民住宅 代表取締役 下津春美	日置市伊集院町下谷口字 大山前1445番4及び1445 番10の一部	40.42	6.03

始良・伊佐地域振興局告示第23号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年6月12日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和2年 5月25日	鹿児島市新栄町13番8号 リノベホーム株式 会社	始良市平松字小新開5471 番1	24.60	4.02

代表取締役 久保範和			
---------------	--	--	--

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 2 年 6 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（2工区）

南九州市知覧町郡字下中野3611番1の一部、3612番1、3612番2、3612番5、3613番1、3613番2、3613番5、3613番6、3614番1、3614番5の一部、3614番6、3614番7の一部、3615番1の一部、3615番2の一部、3632番の一部及び3633番4の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

南九州市知覧町郡3669番地

株式会社エヌチキン

代表取締役 徳満義弘

奄美大島海区漁業調整委員会指示**奄美大島海区漁業調整委員会指示第2-1号**

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 2 年 6 月 12 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

2 操業の承認

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。

4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

5 操業期間の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業は、毎年7月1日から10月31日までは操業してはならない。

6 漁具の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、1 隻当たり 350 針以内とする。
 - (2) 最大高潮時海岸線から 50 海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき 30 本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
 - (3) 最大高潮時海岸線から 50 海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき 50 本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- 7 操業区域の制限
ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から 50 海里以内で操業してはならない。
 - 8 承認証の漁船への備付け義務
ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。
 - 9 漁獲実績の報告
ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びソデイカはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。
 - 10 遵守事項
ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。
 - 11 承認の取消し
委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。
 - 12 取扱事項
この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるものとする。
 - 13 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までとする。

正 誤

令和 2 年 3 月 24 日付け鹿児島県公報第 91 号の 4 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
7	下から 4 行目	公布の日	令和 2 年 3 月 24 日